

# 山本一也氏による拙著『日本古代婚姻史の研究』

## 上・下への書評に答える

関 口 裕 子

### はじめに

本誌七七巻五号に山本氏による拙著「書評」が掲載されたが、それは拙著の論旨を正確に把握したのではなく、多くの誤謬を含むものである。かかる「書評」を看過するのは、今後同様の書評の再発を許すだけでなく、拙著が従来の家父長制的歴史像の打破を意図している点を考えると、かかる作業に対する根拠のない否定を見すごすことを意味しよう。そこで私は氏の書評を私個人の問題ではなく、家父長制的歴史像の止揚をめざす「女性史」<sup>①</sup>全体の問題として把握、その上で山本批判への反批判を逐一行うことにする。

① ここで括弧つきで「女性史」としたのは、私自身女性史の定義、そ

の固有の課題と方法などについて、つきつめて考えることがなく、従って女性史研究者と名乗ることにためらいを感じているからである。私の一貫した古代史研究への関心は、従来無視されてきた女性の状況（代表的なのはその所有形態）を視野に入れると、古代史像がどう変るかという点で、だからこそ私の研究は従来女性の視点を全く欠いた家父長制的歴史研究と鋭く対立するのだと考える。従って私は以下女性史を、女性の視点の導入によって従来の家父長制的歴史研究の克服を意図した研究という意味で使用する。

### (1) 山本氏による拙著への「理論」的批判について

氏は拙著への批判を理論と実証に分け、まず理論上の問題点として、管見での(一)集団婚の論理的復元と、(二)「性関係Ⅱ結婚」説をとりあげる。そして(一)については、(1)文化人類学での集団婚の否定、(2)サルインセスト回避と外婚の存在の二点を論拠に、管

見の集団婚説は成立しないと。そこで以下氏の(一)の(1)、(2)への批判の正否から検討を行う。

まず(1)については、文化人類学自体が、大発見時代に続くヨーロッパ人の世界制覇の時代に、その効果的達成のためにも異人・異族に関する情報の集積が促され、それを体系化したものとして誕生した」と指摘されている点(『現代文化人類学』、弘文堂、一九七八年、一―二頁)に注意したい。さらに、特に現地に入つての、「民族誌」と呼ばれる各民族・部族のモノグラフを書く傾向が目立ってくるのは、二〇世紀に入り列強が植民地経営に本腰を入れ始めてからであると指摘されている点(山口昌男『文化人類学の視角』、一九八五年、日本放送出版協会、九頁)を重視すべきであろう。

右からは文化人類学の誕生は、研究者が意識するか否かを問わず、ヨーロッパ諸国による植民地支配とかかわっており、従つてその学問的達成の無批判的な受容は危険である点がいえるのである。このことを前提としておさえた上で、文化人類学での集団婚の否定の検討を行いたい。第一に指摘したいのは、未開社会の文化に関する知識は、せいぜい一八世紀以降のもので(『文化人類学を学ぶ』、有斐閣、一九七九年、三頁)、それ以前の時代にはあまり大幅に遡及できない点である。従つてそれ以降に調査された

文化人類学での「未開社会」の婚姻が、人類の始原のそれを不変のまま、調査時点まで伝えている保障は存在せず、逆に一八世紀以降の「未開社会」の婚姻を含む諸慣行は、人類の始原からの長い期間の間に変容している可能性の方が高いと考えられ、このことは「民族誌」の多く書かれた二〇世紀の調査について、一層確かにいえるのである。以上のように文化人類学という学問のもつ限界性を考えると、文化人類学の調査結果は人類の始原のあり方と考えるのは、その限界性を無視した、あまりにも素朴な学問態度といわざるをえないのである。

そしてこの点と関連するのが、集団婚の否定が文化人類学において必ずしも定説化していない事実である。蒲生正男氏は、人類の婚姻史の初期について、モルガンのように集団婚とする説と、ウエスターマークのように初めから単婚とする説が対立しており、「残念ながら今もつていずれかに決定的な軍配をあげることはでき」ないとし(この部分は拙著上巻、八一頁注(1)でも記述)、さらには初発からの単婚説は、「二〇世紀まで残された」採集狩猟民の婚姻をその根拠として指摘するのである(『文化人類学を学ぶ』、二九頁。なお傍点は私によるもの、以下同じ)。ここからは、集団婚の否定が文化人類学の共通認識ではない点が判ると共に、文化人類学の調査結果が時期的にあまり遡及できない

点を、蒲生氏が正確に認識していることを示すのである。

なお私は拙著上巻で社会人類学・文化人類学の家族論が、家族を第一義的に規定するのが経済（特に所有）関係であるとの視点を欠く点などを批判した（四頁）が、当該学問のもつかかる構造的弱点は、右述のその成立事情と関連する可能性があると考ええる。

かかる文化人類学という学問の限界性を認識するならば、山本氏のように「周知の通り、集団婚……は現在の文化人類学の水準では否定されている」（山本論文二二八頁下段）と簡単にいえない点が判明するのである。

以上が山本氏による文化人類学を根拠とした集団婚否定への反論だが、これに関して細かなことで気になる点をとり上げると、氏はサル社会でのインセスト回避と外婚の存在から「血縁家族、プナリア家族下の集団婚は存在しうるはずがな」以上、乱交状態、血縁家族、プナリア家族を前提にしているモルガン、エンゲルス、関口の集団婚理論は「将棋倒し的に崩れるはず」とする（二二九頁上段）。しかし私は乱交状態、血縁家族、プナリア家族の存在を拙著の中で一度も主張しておらず、対偶婚以前に共有という所有形態に照応する婚姻が存在した点を、その実在が確認される対偶婚、単婚の、所有形態を始めとする諸事象との照応関係、及び対偶婚→単婚への移行の法則性の双方をふまえて、それ

を対偶婚からそれ以前の婚姻へと逆に論理的にたどることにより復元し、その婚姻を集団婚としたのである（拙著上巻六九頁）。

そしてその集団婚の具体的存在形態については、それを復元する手がかりが論理的、実証的でない以上、一度も言及していないのである。従って氏が管見を批判するならば、私が主張していない事実を批判するのではなく、実在の確認される対偶婚→単婚への諸事象の移行とその法則性を媒介に、対偶婚→単婚の移行の事実と論理を対偶婚→集団婚へと溯行して適用した私の方法、論理を批判すべきで、かかる作業を一切欠いた批判は意味をもたないと考える。

なお氏は管見を「所有のみが家族・婚姻形態を規定する考え方の弊害」と批判する（二二九頁上段）が、私は家族・婚姻を規定する第一義的要因は経済（特に所有）だとしているのであり、所有のみが家族、婚姻を規定すると主張したことは一度もないばかりか、家族の具体的形態は所有以外の要因によっても決定されるといっているのである（拙著上巻、九頁）。

なお集団婚については拙著で「集団婚の実例の不在をもってその存在を否定するのではなく、所有形態として共有しか存在しない社会の実例が残されていない以上、かかる論理的復元による集団婚の存在を承認するのが正当な学問の態度だと考える」

（上巻六九頁）と指摘している点を記しておく。

次に山本氏がサル学の成果により管見の集団婚を批判した点（一）（二）への批判を行う。氏はサルの研究から、サルでは「一親等にあたる個体間では、ほぼ完璧に性関係が回避されて」おり、この事実は伊谷純一郎氏により「近親婚の禁忌は、人間以前の段階においてはほぼ完璧に回避されていた」と解釈されているので、これに依ると「人間社会には……モルガンの血縁家族やブナルア家族下の集団婚は存在しうるはずがな」と主張する（一二八頁下段―一二九頁上段）。しかしサル学での成果を人間社会に適用しての管見批判は学問的正当性をもたないと考えるので、以下その批判を行う。

伊谷説に依拠する山本説は結局、人間社会での近親婚の禁忌は、サルにおける一親等のインセスト回避に由来すると主張しているのだが、かかる氏の主張がいかに成立の余地がないか以下順次批判する。

まず最初に事実問題から批判すると、私の研究領域である日本古代社会での血縁・姻族間の結婚禁止は、史料から復元される限りでは、親子・同母兄弟姉妹婚、及び妻とその娘・妻とその母の關係にある女性二人との同時の婚姻関係だけで、三親等内の近親婚は親子・同母兄弟姉妹婚を除くと禁止されていないのである。

（この点は拙著の上巻〔第二編第二章第二節参照〕。事実日本古代では異父兄弟姉妹婚、ワヂーメイ婚など「三親等内の近親婚」は普遍的にみられ、大伴坂上郎女―大伴宿奈麻呂の異父兄弟姉妹婚、天武―持統のワヂーメイ婚などは周知の例である。従ってサル社会の一親等の近親婚の回避が人類に継受されたという事実は、少くとも日本社会に関しては成立せず、この一事からも山本氏の「批判」がいかに根拠を欠くかが判明するのである。

山本氏のかかる誤謬は、サルと人間を同一範疇の存在と把え、人間はサルから発展した以上、人間の婚姻もサルの婚姻を継承し、その発展線上に位置すると理解したためと考える。そしてサルも人間も同一範疇と把える氏の理解の矛盾を集中的に示すのが、右述の天皇や貴族の三親等以内の近親婚の存在で、氏のサル↓人類、従ってサルの結婚↓人類の結婚という発展の論理を忠実に適用すると、サル社会での一親等の近親婚の禁忌以前の日本古代の婚姻（皇貴族を始めとする）は、サルの発展段階にすら未到達の原始的なものということにならざるをえないのである。

サルと人間を同一範疇と把える山本説からは、右の結論が必然的に析出されるが、かかる理解の基礎にあるのは、自然に働きかけ、それを人間に役立つように変形し、物質的財貨をつくる、すなわち生産を行う人間<sup>③</sup>、自然に全く依存するサルとの相違<sup>④</sup>

を見ようとする思想法である。歴史学が人類の生産活動のあり方に規定される（ないしは最低限それを出発点とする）学問である点を考えて、サルと区別された人間の生産活動（とそれを出発点とする経済諸活動）を視野に入れない山本氏の「学問」は、歴史学と接点をもたないものと考えざるをえないのである。

そして右の点と関連するのだが、人類がサルと別れる出発点となつた猿人の出現は、現在最も古いと考えられているラミダス猿人の出現が四百四十万年前で、それ（猿人）以降、ホモ・ハビリスなど初期のホモ属→原人（ホモ・エレクトゥス）→ホモサピエンス（旧人→新人）の長い歴史的経過をたどつて現在の新人（ホモ・サピエンス・サピエンス）に至るのである。新人の出現は一〇―五万年前と考えられており、しかもわざわざことわるまでもなく、私の研究対象は現在の人類がたどつた婚姻の発展段階の集団婚→対偶婚→単婚の、単婚に近い時期の対偶婚段階の婚姻、具体的には、律令国家成立期の七世紀末以降の時期なのである。山本氏のいうサルとは当然猿人以前の存在で、現世人類の出現した時期より四百数十万年以上前のサルの婚姻を現世人類の婚姻と比較するのならば、サル以降の、猿人→初期ホモ属→原人→旧人→新人それぞれの婚姻を明らかにし、さらにそこからサル、類人猿、猿人、初期ホモ属、原人、旧人、新人の婚姻がこの順に一系列に

発展したことを証明する必要があると考える<sup>⑤</sup>。そしてその上で初めて現世人類の婚姻がサルのその発展系列上にあり、従つてサル学の婚姻の成果を現世人類の婚姻の考察の際に使うことができるのである。このような手続きを欠いた所に成立する山本氏の論旨が、いかに正当な学問的立場と無縁であるかは明白であろう。

従つて山本氏が批判の対象とすべきは、サル社会での成果を学問的手続きを経ず無媒介に人間社会にもちこんだ「霊長類学」（一部の）の学問態度で、生産を行いうる人間とそれをなしえないサルの決定的相違を全く無視する「霊長類学」（一部の）の立場こそが批判、克服されるべきなのである。なおここでは、本書評には管見に対立する説については、それを無批判に採用する姿勢が一貫してみられる点を指摘しておこう。

以上から氏による、霊長類学の成果にも注意を向けるのが、「正当な学問の態度」（二一九頁上段）との管見批判がいかに正鵠を射ていないかが判明すると共に、真に「正当な学問の態度」とは、他の学問分野での成果の無媒介なもちこみに慎重を期する点にあることが証明されたと考ええる。

次に山本氏は拙著への二番目の理論的批判として、管見が性結婚とする点をあげる（二一九頁下段）ので、以下これへの反論を行う。結論をいえば、私は著書の中で性関係が結婚と同じなど

と一度もいっておらず、これは殆ど信じ難い明白な拙著の誤読である。事実氏自身が管見を「かかる関係（注恋愛Ⅱ性関係）が結果から見えてある程度長時間持続し、固定化した場合が結婚を意味する」（二一九頁下段）と要約しているのである。しかるに氏はこの要約に続き、一回限りの性関係の例を三例（『日本霊異記』、『日本後紀』、『伊勢物語』）探し出し、それらは性欲を満たすその場限りでの一過性のものなので、「到底結婚の名に値しない」として管見を批判する。私が一回限りの性関係Ⅱ結婚などと考えていない点<sup>⑥</sup>は山本氏の要約からさえ明々白々で、氏は自分の要約とすら矛盾する、氏が頭の中に作り上げた、現実には存在しない説を批判しているのである。まして前引三例に続き同性愛の例をあげて管見の批判をするに至っては、私にはそこに管見への批判に対するいかなる意味があるのか、理解不能である。

山本氏によれば、以上の（一）（1）文化人類学での集団婚の否定と（2）サルインセスト回避と外婚の存在からの、関口の集団婚への否定と、（二）性関性Ⅱ結婚説の否定が、関口の「理論を一部検討した」（一三〇頁上段）ことになるのだが、私にはなぜこれらが管見の理論的検討になるのか不明である。もし管見の理論を検討するのならば、集団婚のみを抽出し、それに対して前述の「批判」を加えるのではなく、（一）管見によるモルガン・エンゲルス説の理

解とそれへの批判、（二）特にその中の、エンゲルスの『起源』では、対偶婚↓単婚の移行は私有の成立によるとしながら、集団婚↓対偶婚の移行は自然淘汰から説明している点の矛盾は、エンゲルスが客観的には一貫して所有Ⅱ生産関係（経済的範疇としての所有は生産諸関係の総体に他ならない<sup>⑦</sup>）の発展から婚姻のそれを考えているとすることにより解決できるとした点、（三）前項（一）の解釈により『起源』序文の叙述をめぐる国際的論争に決着がつけられた点、（四）管見による（一）の成果に基づく対偶婚の一般的定義、（五）その特殊型としての日本の対偶婚の特色等について、その正否を「検討」すべきだったと考える。従ってそれは「所有のみが家族・婚姻形態を規定するという考え方の弊害」（二一九頁上段）などという一言の指摘ですむ問題ではないのである。

① かかる氏の記述は、私がモルガン、エンゲルス説に基本的に依拠しつつも、それへの批判をも行っている点を全く理解していないことを示すと考える。この点本文の以下の叙述参照。

② かかる近親間の結婚、特にラヂーメイ婚は、古代の皇貴族層にのみ行われたのではなく、近年の一般庶民層にまで行われたと考えられる点は、事典『家族』（弘文堂、一九九六年）の「オジ・メイ婚」項（大島建彦執筆）での「終戦の前後まで」東北の一部出行われた「エドシナカ」の例参照。古代の近親婚例が皇貴族に限られるのは、現存史料に一般庶民の婚姻当事者間の血縁関係を記す例がないからで、近代まで民間で行われたオジ・メイ婚の存在は、古代でのかかる結婚の

実在を立証すると考える。

③ 生産のかかる定義、および人間によるこの生産活動が、分配、交換、消費という人間の行う諸経済活動の出発点である点は、大月「経済学辞典」の「生産・分配・交換・消費」項参照。

④ 最近サルによる道具の使用が問題にされているが、それは管見内ではあくまで自然をそのまま利用するための道具であり（例えば棒を蟻の穴に入れて蟻をつかまえる）、自然への働きかけとその変形による、物質的財貨の創出でない点が重要だと考える。

⑤ 以上のサルから人類までの発展については、これに関する著書を読んでいる時間が多かったので、『イミダス』一九九五年版（集英社、一九九五年）の「人類の起源」（六六六頁）、「猿人／原人／旧人／新人」（六七四頁）、一九九五年二月一日付朝日新聞朝刊「猿人」、一九九六年二月一日同夕刊「原人」段階で計画的生活を讀んだ上で私の理解により整理したものである。従って誤りもあるかと考えるが、山本氏の反論のためには最低限このような理解で充分だと考える。

⑥ 私は本書で、長続きした恋愛が、儀式婚で始まる単婚下の結婚のようには明白な境目をもたないまま当事者間の結婚に移行し、それがやがて妻側の両親を始めとする周囲から承認されるといって（上巻 [I] 第二編第三章第二節第二項、下巻 [I] 附論Ⅱ第五節など参照）、その際には貴族層で「百取机代物」による承認儀礼があったように、一般庶民でも何らかの簡単な「儀礼」があったと推測しようとしているのである。拙著はいくたの書評で誤読されているが、これほどの誤読例は他にはなかった。

⑦ 前引「経済学辞典」の「所有・占有」項参照。

## (II) 山本氏による拙著の実証に対する批判について

山本氏は管見の実証の問題点として(一)姦の問題、(二)婚姻諸事象の変化の二点をあげ、次いで(三)の検討のまとめとして、(三)管見による対偶婚と単婚の画期は史料の性格の差以上のものではなく、日本の歴史上婚姻の画期は存在しないなどの点を挙げる。そこで以下氏のあげる順序に従い、逐一反論を行う。

### (一) 姦について

山本氏は、管見の姦を人妻の性関係、特に天皇妻の性関係と限定した上で批判を加えている。しかし私は人妻の性関係として姦を問題にしたのではなく、逆に石母田正氏などによる姦Ⅱ人妻の性関係という誤まった理解を打破することが、私の姦考察の出発点であった。

私の問題にした姦とは、単純化していうと、単婚段階下の中国で主婚（家長）の承認を経、礼に基づく一連の儀式による男女の結合（Ⅱ婚姻）以外の性関係を指すものとして成立したものである。そしてそれが日本に受容されたのだが、単婚以前の当時の日本には、姦概念をそのまま受け入れる基盤自体が存在せず、従って日本ではそれを、性関係禁止への違反を意味する概念へと組み変えることにより受容したのである（上巻 [I] 第二編二章）。この

ため日本的姦には当時の日本社会での性的禁忌に反する種々の性関係が含まれており、人妻の性関係はその中の一つにすぎない。従ってその理由の説明もいまま、姦Ⅱ人妻（しかも天皇の妻）とした上での氏による管見の姦批判は、その前提から誤っており、氏の批判は私とその批判から出発した時点で逆もどりしていることを意味するのである。この点を確認した上で、氏の天皇妻の性

関係に関する管見への批判が成立するかどうか検討する。

山本氏は、私が高天原の妻との性関係の例とした崇峻紀五年十一月是月条史料（東漢直駒が蘇我嬪河上娘を「偷隠」<sup>ぬすか</sup>み、「汗」<sup>あせ</sup>したとあるもの）を、天皇死後の事件と解すべきで、とすると八世紀代までは「結婚期間中の天皇の妻への姦の例は存在しない」とまず断定する。そしてこの事実は西山良平氏による「八世紀末期・九世紀初頭に帝の御妻の密通が出現した」とする研究（後引の西山第一論文）と合致する以上、管見のように「妻の性の閉鎖が、結婚期間中から婚約期間・喪中へと拡大した」とは簡単に断言できず、「性が閉鎖されているはずの天皇の妻の密通例が存在しないことの意味」をこそ考えるべきであるとするのである（一〇三頁下段。なお以下一々ことわらないが、密通は当時の用語ではなく、後代のもの）。氏が崇峻紀史料の汗を天皇死後のものと解する根拠は不明だが、たとい山本氏の主張のように当史料が天

皇死後の天皇妻の汗の例だとしても、それがいえるためには天皇生前（結婚期間中）での天皇妻の汗（人妻の「姦」の成立が必然的に先行しなければならない。なぜならば夫生前の妻の性関係は不問に付されるが、未亡人の性関係は汗とされる（Ⅱ問題になる）<sup>①</sup>）事態はありえないからである。

次に山本氏が管見批判の論拠とする西山良平氏の研究を取り上げる。山本氏引用の西山氏の論文は「王朝都市の王権と《色好み》」（西山第一論文として引用）と「古代王権の《侵犯》伝承―『古事記』・中・下巻を中心に―」<sup>②</sup>（西山第二論文として引用）なので、以下両論文が山本氏が主張するような内容をもつか否かを検討する。結論を先にいえば西山氏の研究結果は管見と一致こそすれ、山本氏の理解とは全く別のものである。氏は西山氏が第一論文で「八世紀末期・九世紀初頭に帝の御妻の密通が出現した」と主張していると解するが、西山氏が第一論文で論証しているのは「七世紀以前には帝の御妻との密通は《死》（相手男性の…引用者注）に帰結した」が、九世紀以後は一時的失脚や配流に留まり、そこに画期がみられるという点で（第一論文三〇頁下段）、西山氏はその変化を王権の変容と対応すると解するのである。そして事実西山氏は第二論文において「帝の御妻」との《密通》は《死》に帰結（五七二頁）するとし、かかる例は六世紀末に



は記録され、しかもその信憑性が高いものとして、(一)穴穂部皇子が敏達の殯宮で「皇后」炊屋姫を「奸」そうとした場合、(二)前引崇峻紀五年一月是月条をあげるのである(五七一―五七二頁)。

右の二論文の簡単な要約からも西山氏が、七世紀以前の(相手の男性が)死に至る天皇妻との性関係と、九世紀以後の一時的失脚、配流に留まるあり方を対比的に把え、その変化を問題にしているのは明白である。そしてかかる内容をもつ西山氏の研究を「八世紀末・九世紀初頭に帝の御妻の密通が出現した」、つまりそれ以前には「天皇の妻の密通例が存在しない」(山本書評一三〇頁下段)と理解することが、いかに西山論文の論旨を曲解しているかは明らかである。<sup>④</sup>

山本氏はまた、管見に対し、天皇の妻との性関係に関し「姦となる性関係と政治的的反乱との直接的関連性を考えていない」ことが疑問だとし、「姦行為と政治的的反乱との直接的関連を考えるべきではないか」として、かかる視角からの考察として西山第二論文などをあげる(一三〇下段―一三二頁上段)。しかしこの批判が全く事実と反する点は、拙著を素直に読めば直ちに判るのであり、私は上巻一六七頁以下でその分析を行い、一七〇頁では「結婚の前後の期間にまで拡大された天皇の妻の性の閉鎖への違反は、

その殆どが政治的的反乱と結合し、姦した男性は、姦のためというより政治的の反逆者として殺されている」と明記しているのである。ここからも私は、山本氏が拙著をきちんと読んだのか否か、疑念を抑ええない。

## (二) 婚姻諸事象の変化について

山本氏は対偶婚↓単婚への移行に伴う婚姻の諸事象の変化を、(1)姦通の不在↓その成立、(2)結婚と恋愛の不分明性↓結婚開始の明確化、結婚の流動的結合↓その固定化・永続化、儀式婚の未成立↓その成立、(3)女性による結婚決定権・求婚権・離婚権の保持↓その喪失、(4)強姦の不在↓その発生の四項に分け、その各項について管見を批判する(管見によれば前者が対偶婚、後者が単婚下の事象)。そこで以下この順序で反批判を行う。

### (1) 姦通の不在↓その成立の変化について

山本氏はまず私が排他的同棲の欠如⇨姦通不在の史料とした『伊勢』一五、『大和』六、一二四の三例をあげ、そこに人妻との性関係への非難の記述がないことが、妻の性の必ずしも閉ざされていない状況(以下「妻の性の非閉鎖」と略)を示すか否かは疑問だとする(一三一頁下段)。しかし私は妻の性の非閉鎖を右引三史料からのみ立論したのではなく(一)対偶婚下の『靈異記』では「斯くだしき法師なり」(中―一)として道德的に批判された妻

の相手は、妻の性が夫の排他的所有へと転化した、単婚段階の『今昔物語集』では、「盗人法師也」（二六一—三八）、すなわち夫の所有物たる妻の性を盗んだ者として非難されている点（拙著上巻一—六頁以下）、(二)対偶婚下では、人妻の性関係を示す言葉は、かだむ、いさむ、とがむ（以上の言葉の意味は拙著参照）という一般の意味を表す言葉から分離していない（＝人妻の性関係のみを指す日本語が未成立<sup>⑤</sup>）（上巻二二六頁以下）のに対し、単婚下では人妻の性関係を特定する用語がまず「みそか男」として成立する点（下巻八六頁以下）、(三)単婚段階たる平安期の人妻の性関係は妻の離婚に帰着し（下巻八七頁）、それは時に姦夫殺害という制裁すら伴う（同八九頁）のに対し、対偶婚下にはそのような制裁がみられない点（上巻二二八頁など）から立論しており、対偶婚段階では道徳的違反（「かだむ」）たる人妻の性関係は、単婚下では明確に、夫による妻の性の所有への侵犯<sup>⑥</sup>「姦通」として意識され、制裁されるようになったのである。

なお山本氏の当項に関する批判点は他にもあり、逐一批判したのだが、それらは管見の基幹にふれないので省略する。しかしその中で一点だけ反論を加えたい。氏は管見に対し「対偶婚下での人妻の性の非排他性が、一〇世紀以降の貴族層の単婚への移行下においても完全には払拭されず存続し」たとする点以下を、対

偶婚と単婚の重層性を考えている点で整合的でないとして批判する（二三三頁上段）。しかし、単婚原理はまず政治的要因により発生し、日本の場合九世紀中葉頃を画期として以後支配者層から一般化するのだが、しかしそれは庶民層での対偶婚の存在に制約されている以上、重層性は必然なのである。かかる当該期の婚姻・性関係は拙著で論証したので再論しないが、婚姻・性関係の重層性は実は氏の反論自体の中に示されている。

山本氏は当項の管見について、〃人妻の性の非閉鎖は対偶婚下だけではなく、姦通の概念の成立後の単婚期の文学作品にもみられる〃（二三二頁下段）として当項の管見への批判を行い、その例証として、神田龍身氏による、平安後・末期の文学作品での「『いともたやすく』行われる密通例」の分析からの「密通という事件のもつ衝撃度は著しく弱い」という結論を引用する（二三一頁下段—二三三頁上段）。しかし氏が管見批判として例示したこの神田氏の指摘の中に、実は管見との一致がみられる<sup>⑥</sup>。神田氏は、密通＝姦通の成立（＝単婚原理の成立）にもかかわらず、それが比較的容易に行われ、厳罰に処せられなかった点を指摘するのだが、典型的単婚下とは異なるかあるあり方<sup>⑦</sup>こそ、当時の一般民衆間での広範な対偶婚の存在による、姦通＝単婚原理への制約を示すと考えられるからである。このように氏の管見批判には逆

に管見を補強する事実がみられる点（Ⅱ氏の批判自体に明白な論理矛盾がみられる点）を指摘しておきたい。

なお当項の検討の最後に、もしすでに対偶婚期に人妻の性関係が姦通とされていたならば、単婚原理と不可分な中国の姦概念を日本が受容する際、姦概念はさして内容を変更されることがなかったであろう点を付け加えておく。

- (2) 結婚と恋愛の不分明性↓結婚開始の明確化、結婚の流動的結合↓その固定化・永続化、儀式婚の未成立↓その成立の変化について

管見では前者が対偶婚、後者が単婚下での事象である。まず山本氏は、当項の一つたる恋愛と結婚の不分明性（ただし正確にはその移行の境目の不分明性）は対偶婚に特有の事象ではなく、『今昔物語集』（Ⅱ単婚下）にも同様な例が多いとして管見を批判する。しかし社会的事象は（法による制度の変化などを別として）、自然科学の法則のように、特定の条件下で一斉に変化しえない点は自明で、単婚下で対偶婚的事象が一斉に消失すると考える方が不自然であり、『今昔』に対偶婚下の事象が残るのは当然なのである。なお山本氏は当項の管見への反論として梅村恵子氏の「撰閨家の正妻」（『日本古代の政治と文化』、吉川弘文館、一九八七年）での、平安期では恋愛と結婚の区別が付け難いとの指

摘（梅村論文四六七頁）をあげる（一三三頁下段）。しかし当論文での梅村氏の論証目的は、右のような状況の存在にもかかわらず、九世紀後半以降、告知婚Ⅱ婚姻の告知を伴う儀式婚（四六八頁）が開始され、この儀式婚により結婚した女性が正妻とされる正妻制が成立したとする点である。すなわち梅村氏はこの時期に儀式婚による正妻制が出現したとするのだが、正妻制とは一夫一婦制Ⅱ単婚に他ならない（拙著下巻四三頁）以上、梅村氏は少なくとも貴族層では、単婚としての一夫一婦制は九世紀後半に成立し、それは儀式婚を伴ったと指摘しているのである。この梅村氏の見解が管見に合致するのは明らかで、だからこそ私は拙著のなかで梅村氏の論文を管見の補強として使ったのである（拙著下巻九五頁以下）。以上から山本氏の反論の論拠とされた梅村氏の見解は、逆に管見を補強する点が判明したが、同じことが西山良平氏の論文に關してもいえる点は、前述した。ある論文を論拠に管見を批判する場合、最低限その論旨を正確に読み取った上で行うことを山本氏に強く要望する。

次に当項に關して山本氏は、儀式婚の成立を単婚（Ⅱ婚姻の固定化・永続化）の開始の指標とする管見を疑問だとして批判する（一三四頁上段）。しかし儀式婚とは、正確には、結婚の開始時での儀式執行によりその結婚の成立を社会に公示するもので、社

会に対する結婚の告知は、結婚の継続を前提として初めて行われる以上、結婚がその流動性を基本的に克服した時に出現するのは明らかであろう。そしてこの点は、結婚が流動的なものとして存在する社会（対偶婚下の古代日本）では、儀式婚が不在であった（そこでは当事者間の実際の結婚後に周囲から事後的承認が行われた）事実により、さらに確かめられるのである。

このように儀式婚は、結婚が社会事象として、永続化するからこそ出現するのであり、儀式婚の成立が個々の結婚の永続性を保証するわけではない。山本氏は「男性側に継続の意志がなければ、その婚姻は短期の通い婚に終る」<sup>①</sup>（一三四頁上段）として管見を批判するが、儀式婚⇨単婚の成立と、その下での個々の結婚に短期に終るものがあることは何ら矛盾するものではなく（現代の「成田離婚」を想起されたい）、従って二つの位相の異なるものを判別しない右の管見批判は成立しないのである。そして右引括弧部分で問題にすべきは「男性側に継続の意志がなければ」の部分で、この点にこそ単婚下では女性側から結婚継続への拒否⇨離婚が行いえない有様が示されており、ここにも氏が管見批判に使用した資料が、逆に管見を裏付ける状況がみられるのである。

(3) 女性による結婚決定権・求婚権・離婚権の保持↓その喪失  
まず女性による結婚決定権の変化への批判から見ると、山本氏

は、単婚下の『今昔』に当事者の合意による自由婚が広範にみられ、また平安時代全般での自由婚の存在が従来から指摘されている点を論拠に、管見による対偶婚⇨単婚に伴う女性の結婚決定権の喪失を批判する。しかし先述のように、結婚のような社会事象が一斉に変化する状況が想定不能な以上、単婚下に対偶婚下の「自由婚」が一部で残るのは当然なのである。特に対偶婚から単婚への移行期である十二世紀初頭成立の『今昔』にたとい全体の半数を超える「自由婚」がみられる（一三四頁下段の山本氏の調査例による）としても、それは管見への反論になりえず、逆にそこに半数近い親による結婚決定が出現していることを歴史研究者としては評価すべきだと考える。管見は対偶婚⇨単婚の移行による女性の結婚決定権喪失を社会全体の問題として扱っており、それと「自由婚」の一部併存は何ら矛盾しないのである。なお単婚下の「自由婚」の存在について付言すると、それが家父権力の許容内である（家父権力の利害に反しない）が故に、現象としては「自由婚」の外見をとる、家父権力承認の結婚の存在する点（当時の「自由婚」の多くは、このようなものであったと考えられる）をも指摘しておこう。また儀式婚での一連の儀式が「けしきばみ」（女性の父による相手男性への結婚打診）から始まることこそ、単婚下の女性の結婚決定権喪失を明示するのだが、山本氏

が本当に管見を批判しようとすれば、なぜ「けしきばみ」が、氏のいう「自由婚」の広範な存在にもかかわらず、儀式の一環として定着するのかを、ぜひ説明する必要があるだろう。

次に山本氏が『靈異記』上―三―ではヒロインの兄がヒロインの夫の再婚相手として自分の娘を与えているので、当項に関する管見は成立しないとするとする点を取り上げる。当話は本文の確定に問題があり、岩波、小学館などが当書の底本とした興福寺本では、一見まざらわしい妹と妹の字がともに使われ、さらに妹・妹を妹、妹を妹、とする伝本もあり、本文批判の結果、どの字を採用するかにより話の内容が異なるという問題をもつ。そして底本たる興福寺本の用字に依拠すると話の意味が通らず、岩波以下はそれ／＼いづれかの用字を訂正して話の内容の整合化を図っている。ここではこれ以上本文批判の問題に立ち入らないが、少なくとも当話を父による娘の結婚決定と断定できない点は判明しよう。なお小学館の用字により当例を父による娘の結婚決定例と解しても、私自身藤原不比等による娘の結婚決定例等をその早熟的な発現例として問題にしている以上<sup>⑬</sup>、それは管見と抵触しない。なお、氏は『靈異記』と『今昔』の当話（一六一―一四）を比べると、『今昔』の方が女性による結婚決定を示すので、両者の「単純な比較には疑問を呈する」としている（一三四頁下段）。しかし『今昔』

は、妹が姉の夫（東人）と再婚してほしいとの姉の遺言を受けた後に「父母亦、姉ノ遺言ニ随ヒテ、妹ヲ、東人ニ与ヘテ、家ノ財ヲ授ク」と明記しており、山本氏が女性の結婚決定例とするものは、父母の承認下に行われている⇨父母の承認を経ないと実現しない点<sup>⑭</sup>が判るのである。なお『靈異記』と『今昔』の比較に関しては、『靈異記』が家父長制思想への親和性をもち、それを『今昔』が正している場合のある点をすでに指摘した<sup>⑮</sup>。そしてそれにもかかわらず両書には編纂時の社会の相違が忠実に反映されている点が重要で、例えば『靈異記』中―二―の「吾を妻とせよ」との女性による蛇との結婚決定（動物との婚姻が当該社会の婚姻の仕方を忠実に反映する点は注<sup>⑯</sup>参照）が、同話を再話した『今昔』一六一―一六では「我汝<sup>ト</sup>鞆<sup>ト</sup>為」と、父による娘の結婚決定へと変更されているのは、その好例である―なお当例は当項の変化に関する管見の正さを証明する最適例と考える―。

山本氏は次いで当項の管見批判として、鎌倉期の婚姻に関する「当人同志の婚姻が基本であり、親の介入や家父長権の発動は鎌倉前半期においてはほとんど問題にならなかった」との田端泰子氏の指摘（鎌倉期における母子関係と母性観）、『母性を問う』上、人文書院、一九八五年、一六九頁）をあげる（一三四頁下段―一三五頁上段）。そこで田端論文をみると、この括弧内の引

用文は当該論文の主旨を要約した「むすび」の部分に、結論の一つとしてあげられている（以下この括弧内引用文を「結論」として引用）。

そこでこの結論の前提たる本論部分でのこれに関する考察箇所を検討すると、田端氏はまず、頼朝による娘大姫の結婚相手木曾義高殺害を取り上げる。そしてこの措置に対し政子が憤り、頼朝も義高を直接殺害した人間を斬首したのだが、政子の憤りは「愛する夫を逃がしてやろうとした大姫の姿を、自分の若き頃の姿に重ね（父の反対にあいながら頼朝のもとに暗夜逃れた）、大姫の婚姻をあくまで貫徹させてやりたかったのに、その意志が阻止されたことであつたと思われる」とする（一四六頁、以下「本論」Iとして引用）。そしてこの叙述に続けて「このように政子の場合と大姫の場合に共通しているのは、婚姻自体には鎌倉前期、家父長権や親の意志は強力には働いていないということである」と結論する（一四六頁、以下「本論」IIとして引用）。この田端氏の叙述は、まず大姫と木曾義高の関係を「婚姻」とする点で問題である。なぜならこの両者の関係は決して婚姻ではなく、大姫父頼朝と義高父義仲が勢力範囲に関する地域協定を結んだ際に義高（十一才）が人質として鎌倉に送られ、頼朝はこれを大姫（五、六才）の許嫁としたものだからである（渡辺保『北条政

子』、吉川弘文館、一九六一年、三三三頁〔新装版、以下同じ〕。従ってこの「婚約」（実質としては人質）が双方の父親の意志により決定されたのは明白である。<sup>16</sup>この点をふまえた上で田端氏の叙述をみると、氏が「本論」IIの叙述を析出するためにあげている史料は、「本論」Iの括弧内の注記が唯一の例である点が判る。従って田端氏の「本論」IIは、当時の婚姻決定史料を網羅した上での結論ではなく、田端氏個人の感想以上のものではない点がいえよう。

ところで当該文でさらに問題なのは、前引の「むすび」部分の「結論」と本論中の「本論」IIの内容の不一致である。すなわち、鎌倉期前半期に関して、「本論」IIでの「婚姻自体には……家父長権や親の意志は強力には働いていない」との記述が、「結論」では「当人同志の婚姻が基本であり、親の介入や家父長権の発動は……ほとんど問題にならなかつた」とされており、前者では「強力には働いていない」（＝強くはないが働いている）とされた家父長権が、後者では「ほとんど問題にならな」とされた上で、本文にはない「当人同志の婚姻が基本である」との文が付加されているのである。

このように氏の「結論」は、「本論」IIよりもさらに婚姻への親、家父長の介入の弱さを主張するものへと変化しているのだが、

この両者のいずれを採用するとしても田端説が成立し難い点は、双方の父親により決定された大姫の「婚約」一つを見ても明らかである。そして事実少くとも武士層では、「他家に嫁いだ女性」は、いわば里方一族から派遣された攻守同盟の使節である（鈴木国弘「武家の家訓と女性」、『家族と女性』、吉川弘文館、一九九三年、五二頁）以上、父、家父長の承認を経ない婚姻は基本的に考えられないのである。<sup>⑭</sup>

以上の検討から田端論文が、「本論」Ⅰの括弧内注記での政子の場合を唯一の例として「本論」Ⅱの結論を出し、かつ「結論」の部分では、「本論」Ⅱの内容と異なるものをその結論としている点―そしてその結論が当時の実態と異なる点―が明らかになったと考える。従って山本氏が田端氏の論文を問題にするのならば、実証の根拠を欠く「むすび」の「結論」を管見批判の論拠として用いる前に、政子例一例から「本論」Ⅱの結論を出した実証の曖昧性、「本論」Ⅱと「結論」Ⅱの内容の相違にみられる論理の不整合性をこそ問題にすべきだったと考える。ある論文を管見批判に使用する場合、単に管見批判に有効であるという観点からだけではなく、最低限その論文の内容の正否を検討した上で使うことを強く山本氏に要望する。

次に女性による求婚権の保持の変化をみると、女性の求婚例は、

対偶婚下にかなり存在するのに、単婚下ではそれが基本的にみられなくなる事実<sup>⑮</sup>、特に前者にみられる女性からの通いが、後者ではなくなる事実（拙著下巻一〇四頁）、さらには儀式婚での一連の儀式が、娘の父による「けしきばみ」（結婚の打診）から開始される事実が、管見の求婚権に関する対偶婚→単婚の変化を物語る。故に山本氏が管見を批判するのならば一・二の史料の批判を行うのではなく（繁雑になるので省略するが、その史料批判も成立しない）、かかる管見の根幹部分を批判すべきだと考える。根幹部分を除いての批判は、その有効性を著しく欠くといえよう。なお氏は当項について、求婚と単なるセックスの要求を区別すべきだとの批判を行うが、結婚と恋愛の区別がつけ難い対偶婚下では、求愛と求婚を峻別するのが難しい点に加え、私が女性の求婚例とするもの（拙著上三三八頁以下）には「毛古（＝髯）」に來む」とある例、女性からの求婚後男性が「是は亀比売の夫なり」とされている例、「稲守娘子が妻どふ」として男性に品物を送っている例など、明確に「単なるセックスの要求」でない場合が含まれており、氏が拙著を忠実によみとる意志があれば、かかる批判はありえなかつたと考える。

次に女性による離婚権保持の変化についてみると、山本氏はまず管見が男からの離婚例とした『伊勢』二二は、「明らかに女の

方から出て行つた例であるとして管見を批判する。（二三五頁下段）。しかし当該の「出でて去なん」と思い、出ていった人物が男か女かについては双方の解釈がある（日本古典文学大系当書一二四頁頭注五）。当該には「世の中をうしと思ひて、出でて去なんと思ひて、かゝる歌をなんよみて、物に書きつけける。『出でて去なば心軽しといひやせん世のありさまを人は知らねば』とよみを（お）きて、出でて去にけり」とあるが、私はこの歌を残し出ていった人物は男と考える。なぜならこの人物による「出でて去なば」の歌は、古今六帖では業平作とされている（ただし或本、前掲書一二四頁頭注七）からである。そしてこの歌を男性作とすると、次に続く「思ふかひ」で始まる歌は、当然女の歌、次の「人はいさ……」は男の歌、次の「今はとて……」は女の歌、その「返し」たる「忘草……」は男の歌と比定できるのだが、この「忘草……」の歌は続後撰では業平作とされている（前掲書一二五頁頭注一九）ので、初出の「出でて去なば」を男性の歌とする比定は、後出の歌の読み手の比定の結果とも整合的で、この点からも管見の解釈の妥当性がいえると考える。

なお山本氏は単婚下での女性からの離婚例としてさらに『伊勢』二八、六〇、六二をあげるが、私はこの三例はそう解せないと考える。②③として女性からの離婚例が単婚下で存在したとしても、

社会的事象は一斉に変化しない以上、それは当然で、加えて当時の貴族層での単婚は対偶婚の広範な存在に規定されているので、かかる様相の現出はむしろ自然なのである。氏はまたこれに続けて鎌倉前期段階くらいまでの女性からの離婚の存在を主張して管見を批判する（一三五頁下段）が、一般的に、そういえない点は、撰関期にすでに妻の出家⇨婚姻解消が夫の許可を必要とした（拙著下巻一〇九頁）一事からも明らかなのである。なおその他にも氏は「善家異記」例などから当該の管見への批判を行うが、紙数の制限もあり省略する（但しそれが成立しない点については反論の用意がある。②④）

(4) 強姦の不在⇨その発生の変化について

山本氏は対偶婚と単婚の間に右の変化をみる管見に対し、『靈異記』中一四一の娘が蛇に「犯された」例をあげて批判する。そこで当該を検討すると、その題名は「女人大蛇所婚頼薬力得全命縁」で、女性と大蛇⇨男性の関係は婚で示されている。さらに当該では両者の関係は、「（蛇が女性に対して）纏之以婚」（日本古典文学大系同書一九二頁五行目）、「彼嬢復蛇所婚而死」（同二九四頁一行目）、「為蛇愛婚」（同三三四行目）のように常に婚により表現されており、原史料には「犯された」という記述は一切ない。特にこの女性の死亡の際には、「この女性は恋慕の



情が深く染みついて（愛心深入）、「私は死ぬが来世で必ずまた結婚しよう」（我死復世必復相也）といった」（同一二行目）と記述されており、ここからは、両者の関係が単に両者の合意に基づく結婚であるだけではなく、普通の結婚より強い性愛で結ばれていたことが判るのである。そしてこれは、当話の主題が相手への愛情が深い場合は死後生れ変つて再び相手と結ばれる点にある以上当然で、蛇と女性の結合もまさしくかかる強い愛情による結合例として当話に記されているのである。

以上のように当話は、一般の男女の結合よりはるかに強い愛婚の一例であり、山本氏の主張の如き強姦を思わせる記述は一切存在しない。一般の結婚よりはるかに強い性愛による結合を、「（蛇に）犯された娘は氣絶しており、強姦の例と考えられる」（一三六頁上段）と読み取った山本氏は、私と同じ日本語を共有しているのだろうか？

次に山本氏は、対偶婚下での社会的象徴としての強姦の不在は、その社会での強姦例が皆無であることを意味せず、個人的資質による強姦の存在が例外的に考えられる、とした管見に対し、「『社会的な強姦』と『個人的な強姦』の違いが、私にはどうしても理解出来ない以上、強姦の不在という主張には同意出来ない」（一三六頁下段）と批判する。しかし私は「社会的な強姦」という表

現をしておらず、これは社会的象徴としての強姦という表現を氏が言い変えたものである。私の真意は、対偶婚下での社会的象徴としての強姦の不在は、それが自然科学の象徴でない以上、例外は当然存在するという点につきる。<sup>24</sup>この点はまだあまりにも明白で説明の必要がないであろう。以上の氏の批判には、私の文章を変更し、その上で批判する手法とともに、社会象徴上の変化も一例の例外もなく行われるとする、私が前述来批判してきた固定的思考がみられるのである。『日本後記』弘仁元年九月戊申条例の強姦例（但し未遂）一例をあげて管見を批判する（一三六頁下段）ところに、かかる氏の思考法がよく示されているのである。

なお山本氏は類人猿での雄によるレイプ例を根拠として、私の引用した「強姦は『本能』などではない。あらゆる生物のなかで唯一、人間の男のみが行う暴力犯罪行為であり、社会的教育・学習の産物である」との山本コウタロー氏の言葉に対し、この「言葉に表されるような観点から、日本古代の強姦をとらえるのには賛成できない」（一三六頁下段）とする。サル学の成果の人類への適用は先の批判の通りだが、実は右引の部分に氏のサル学の成果の人類への適用のもつ問題点が集中的に示されている。なぜなら氏は全く注意をはらっていないが、私が山本コウタロー氏の文章を引用したのは拙著の「あとがき」においてであり、しかもそ

これは男性による女性への偏見を問題にした個所で、男性に対する意識変革を訴えるために引用しているのである。そしてだからこそ、それに続く部分で「男性研究者が自己がその中で育ってきた社会の持つ性差別意識の、自己の内部への取り込みについて自己点検」をすることを希望し、「本書を読む作業が同時に古い性差別意識の自己変革の作業」であることを願っているのである。私は動物での事例を本文の実証部分にもちこむことを厳密に排除し、だからこそ山本コウタロー氏の文章を「あとがき」に入れたのだが、山本氏はこの峻別の意味を全く理解せず、私も氏同様動物の事例をそのまま人間に当てはめ、それを実証の根拠にしたとして管見を批判している。山本氏は、他の研究者も自分同様安易に動物の事例を人間にもちこむとの思い込みから開放される必要があるろう。

次に山本氏は「今昔」29―22を未婚女性に対する強姦例とした管見を批判するが、実は山本氏の書評中、管見への批判が成立するのは唯一この場合だけで、当例は話の冒頭部分に「人ノ妻有ケリ」とあるように明確に既婚女性への婦女暴行例である。これは私が冒頭部分をよみおとし、最後の「然レバ心幼キ女ノ行キハ可止キ也」にのみ注目したためと反省しており、第三版刊行の際には必ず補注で訂正する。しかし当例は単婚下での婦女暴行の出現

を否定するどころか、それを証明する史料であるのはいうまでもない。私は当史料を、既婚女性への婦女暴行が姦通でないことの証明のために訴え出るに公然化する必要があったのに対し、未婚女性へのそれは、それを隠すことに人々の注意が向けられるとして使用し（拙著下巻二二二頁）、その上で、「既婚女性への婦女暴行は、人妻の性関係である点で姦通と共通する所から、その制裁法も未婚女性へのそれより厳罰に処せられた可能性が考えられる」とし、さらにかかる結論は当時の史料を網羅した上で出すべきだが、「父権下にある女性（未婚女性）への性の侵犯の方が、概して夫権下にある女性（既婚女性）のそれより制裁が軽い点可言える」としたのである（同一二二二頁）。従って問題は、当史料の誤読を一論拠とするこの主張が成立するか否かである。

私はいずれ当時の史料を網羅してこの点を立証したいと考えるが、右述の結論は変らないと考える。なぜなら既婚女性の性が厳しく閉鎖されているのに未婚女性の性は開かれていた社会はよく知られるのに<sup>⑤</sup>、その逆の社会は知られない以上、日本の単婚出現の初期にかかるあり方が存在した点は蓋然性が高いからである。いずれこの点を当時の史料から実証したいと考える。

以上、山本氏の批判にもかかわらず当項の変化に関する管見の成立がいえると考える。しかも当項の変化は単独ではなく、(1)、

(2)、(3)、の変化、さらには山本氏がとりあげなかつた買売春の不在↓その発生と不可分に行われた以上、管見への批判は少なくとも実証に限ってもこれらを総体として把握して行う必要がある、今後の批判者にはそのような批判を期待する。

(三) (二)の「まとめ」に関する山本氏の批判について

氏は婚姻諸事象の変化に関する管見へに批判の最後に、まとめとして(a)対偶婚と単婚の差は「史料の性格の差以上のものではない」く、管見は両者の画期を強調しすぎている、(b)右の背景には文学作品を史料とする際の「過度の直接的な事実の読み取り」がある、の二点をあげ管見を批判する(一三七頁)。まず(a)から反論するが、氏のいう史料の性格の差とは何をさすのか。たとえば私が対偶婚下の姦通の不在の証明のために使用した史料は、唐律・令、日本律・令(以上その註釈を含む)、日記、万葉集、格、続日本紀、日本後紀、日本靈異記、今昔物語集などに及ぶ。かかる様々の性格を異にする史料から立論された管見がどうして「史料の性格の差以上のものではない」と批判されるのか私には理解できない。氏はまた(a)部分に関して、「階層間の差異を強調するべきでない」と管見を批判するが、家父長制の発展に階層性がみられるのは周知の事実であり、この批判の意味も私には不明である。

なお氏は(a)の最後の部分で、私のいう対偶婚段階の存在を疑問とし、それに続く括弧内の文章で「こういう主張をするには、さらに戸籍や婚姻居住規制の検討が必要であり、それは今後の課題としたい」(以下括弧内文章として引用)とする(一三七頁下段)。

しかし私の対偶婚の証明は、モルガン・エンゲルス説の批判的継承による対偶婚の理論的検討、特にそこでの所有形態と家族・婚姻の、前者が後者を基本的に規定するという不可分の関係、対偶婚の理論的検討から析出された対偶婚下の諸特徴↓妻の性の非閉鎖、流動的結婚、女性による結婚と性関係決定権・求婚権・離婚権の保持、女性の合意を前提とする性慣行、性愛の独自なあり方、売買春の不在↓の考察の、理論、実証の双方から行われており、氏が私の対偶婚段階設定を疑問とするのならば、これら諸論点を批判する必要がある。特に管見は、対偶婚(さらには家族)を基本的に所有形態から考え、所有の変化が基本的に単婚への移行をうながすとしている以上、氏は最低限、所有が婚姻(家族)を基本的に規定するという観点の無効性を理論・実証の双方から証明すると共に、私のいう対偶婚↓単婚の移行の基礎に、所有の歴史的变化が存在しない点を証明する必要がある。それは対偶婚段階の存在を「疑問に思う次第である」(一三七頁下段)という一言で否定しうる問題ではないのである。

ところで氏は前述のように対偶婚段階の存在を疑問とした後に、括弧内文章を続けているが、この文章は氏が拙著の内容への理解を全く欠く点を示す。なぜなら対偶婚は婚姻の本質に、婚姻居住規定はその具体的形態にかかり、しかも両者は必ずしも明確には対応しない（この点拙著上巻序論参照。なおこれは家族に関してもいえる）以上、婚姻居住規制や戸籍（これも婚姻居住規制「および家族の具体的形態」にかかわるものである）の検討をいくら行っても、そこからは婚姻の本質としての対偶婚の存否については何もいえないからである。このように、対偶婚の存否検討のために婚姻居住規制の考察が必要であるとの氏の主張は、婚姻の分析に当り、その本質と具体的形態の両者を峻別して定立し、その上で考察を行った拙著の意味を氏が全く理解していない点を明示するのである。拙著でのかかる基本的観点は、拙著の構成をみれば直ちに了解でき、拙著目次は家族・婚姻を俯瞰した序論を別とすれば、〔〕婚姻の本質と〔〕婚姻の具体的形態に二大別されている。しかし氏の前引括弧内文章は、目次のみからも明白な拙著のこの基本的観点への無理解を示すのであり、かかる無理解は、氏の拙著自体への全くの無理解を示すといっても過言ではないだろう。

次に(b)への反論を行なう。氏は、文学作品からの過度の直接的

事実の読み取りを行ったとして管見を批判した後、文学作品を使うならば「国文学の成果を撰取る必要がある」として、藤井貞和氏の「古代人の性に関する資料は、そのほとんどが文学作品に負う。ここに最初の陥穽があるろう。文学はしばしば日常性に逆行することが考えられる。えがかれる性はやむをえざる異常のそれであるかもしれない、少数者の性の報告でしかないのではないかと<sup>(イ)</sup>いう危惧があるかもしれない」との指摘を引用する（二三七頁下段）。しかし私が本書での婚姻・性関係考察のために使用した史料は文学作品だけでなく多様な史料に及ぶ点は、(a)の部分で反論したところで、文学作品以外の史料がいかに婚姻・性関係の諸相を明らかにするかは、私の姦に関する分析一つからも明らかなのである。従って傍線(イ)の如き主張をする国文学者の側にこそが、歴史学の成果を撰取る必要があると考える。なお藤井氏の傍線(ロ)の主張に対しても、必ずしもそういえない点を指摘したい。前引『靈異記』中一十二は、娘と蛇の結婚である点で藤井氏のいう「やむをえざる異常」の例と考えられるが、その異常事態の中に実は、女性による自己の結婚決定という当時の状況が忠実に反映されている―そして同話を再録した『今昔』では、前述のように父が娘の婚姻を決定したと書き換えられており、そこにも当該社会の婚姻のあり方が反映されているのである。従って当話は藤

井氏の指摘のように解しえず、逆にそこには当該社会の婚姻のあり方が忠実に反映されているのである。たとい異常を描くとしても書き手は自己が属する社会の制約からのがれえず、従って文学作品を含む全ての史料は当該社会の状況を必然的に反映せざるをえないのであり、そこには存在の意識への規定性がみられるのである。<sup>⑧</sup>

① 同じことは天皇と婚約中の女性への性関係の禁止にもいえ、結婚期間中の女性の性関係の禁止が成立した後、それが結婚前の婚約期間中にまで拡大されたのであり、その逆ではない。後の天皇たる皇太子婚約者についての性関係禁止例は、拙著上一四一頁に掲載。その中に史料的に確実な中大兄のばあいがある（皇極紀三〔六四四〕年正月乙亥朔条「家伝」上、拙著一四一、二六九頁）のが注目される。八世紀末以前に天皇の妻の「密通」例の不在を主張する山本氏は、このような史料をどう解釈するのだろうか。

② 西山第一論文は『日本史研究』三六四号、一九九二年、第二論文は中山修一先生喜寿記念事業会編「長岡京文化論叢Ⅱ」、一九九二年、なお西山氏の論文の刊行は拙著を書き上げた後であり、拙著中にとり入れることができなかった。しかし西山氏が第一論文4で明らかにした、八世紀末期以降の天皇の妻の性関係（氏の用語では密通）が、女性側には廢妃、廢皇太后、所生子の属籍削除など・相手男性側には左遷、配流、の制裁が発動されている事実は、私の主張する王権を周りに早く成立した単婚下の妻の性の閉鎖の進行を裏付けるもので、その成果は管見を裏証する。

③ 山本氏が管見に対して天皇の妻への姦の例として使用できないとし

た史料を、西山氏もまた管見を同様に天皇妻への姦の例として使用している。

④ 山本氏が西山説の直接的根拠としたのは、西山第一論文二二頁下段での「このように、八世紀末・九世紀初頭に帝の御妻の密通が出現した……」の部分と考えられるが、ここでの西山氏の主張の意図は、それ以前の死に至る密通とは異なる、帝の御妻の密通が八世紀末以降成立したという点で、この点は誤読の余地はない。

⑤ 人妻の性関係のみを指す日本語の未成立、すなわち後代の「姦通」に当たる言葉の未成立は、当然「姦通」という事象の未成立を意味する。言葉の成立にはその言葉の表わす実態、概念などが先行するはずだからである。

⑥ なお神田氏の著書を読んでいるので正確なことはいえないが、平安後・末期に姦通が「いともたやすく」行われ、その「衝撃度は著しく弱い」といえるかどうか疑問に思う。平安期の姦通は私の知る限り全て離婚に終るからである。しかし姦通への制裁が典型的単婚下のそれと異なる点は、神田氏著書からもいえると考ええる。

⑦ 但し庶民層では姦夫殺害がすでに現われている点、それと貴族層での制裁の相違の原因については、高群逸枝氏の指摘をふまえて考察した（拙著下巻八九頁以下）。

⑧ なお山本氏は流動的結婚が「今昔」にみられるとして管見を批判する（一三三頁下段～一三四頁上段）が、これについても同じことがいえる。

⑨ 梅村氏はこの点を「告知された儀式婚で開始された婚姻であれば、その時点から正妻と認知され、同居に至って安定したものになる」（同氏論文四七三頁）と明記する。

⑩ このような儀式婚以前の対偶婚下の結婚については(I)の注⑥参照。

⑪ この括弧内の文章は山本氏がそれに同感であるとして前引梅村論文（四六八―四六九頁）から引用したのだが、梅村氏はこの部分を山本氏の主張のように「儀式婚の挙行が結婚の固定化・永続化の要因たりえないことを主張する」（一三四頁上段）ために述べているのではなく、儀式婚下でも短期間で終る結婚があったという当然の事実をのべるために記しているのである。

⑫ 妹は小学館当話頭注によれば「姉妹から見た、男の兄弟」である。妹の用字例は、管見の思いつく範囲内で日本古典文学大系「風土記」三〇六、三〇八頁に四例、東大寺奴婢帳（『寧楽遺文』七七五頁上段、七七九頁上段）に四例などがある。

⑬ 拙著上巻〔第二編第三章第二節第三項「父による娘の結婚の決定」参照。

⑭ 前述の「自由婚」（の多く）の実態が、まさにかかる場合である。なお承認主体が当例で父でなく、父母なのは、単婚原理が対偶婚の広範な存在により制約されているからである。

⑮ 拙著下巻三七六頁以下、および同三九九頁の注（31）参照。

⑯ この事実と、大姫が殺された許嫁を慕った事実は何ら矛盾しない。これは先に家長容認内の「自由婚」についてのべたことと共通し、家長による婚姻決定、当人間の合意のいずれが先であれ、家長承認下の結婚とそこでの恋愛は併存しうるのである。

⑰ なお永井路子氏の御教示によれば、政子が父親の反対を押し切り頼朝の所へ走りえたのは北条氏の階層性と関連し、北条氏が、大豪族より二ランク位下の階層の故にそれは可能で、大豪族級ではすでにそのようなことは不可能であったとのことである。

⑱ 私は鎌倉時代の研究者ではなく、かつ時間の余裕もないので、当時の婚姻決定例を調査できないが、とほしい管見内でも、伊東祐親が自

分の京都大番役中に仲よくなった娘と頼朝の仲を認めず、所生子を殺した（渡辺保前引書四頁、二六頁）のを始め、新田義重が娘を帥六郎に嫁がせた例（同上書二七頁）、頼朝が大姫を入内させようとした例（たゞし大姫は実現以前に病死、同上書三五頁下）、「平安末期の伊豆住人伊東二郎が、その娘を三浦介や工藤祐経にめあわせながら、工藤祐経との連合が不利とみるや、これを縁切って土肥弥太郎と再婚させ」た例（前引鈴木国弘論文四八頁）、頼朝が武藏の御家人河越重頼の娘を義経に嫁がせた例（同上論文四八頁）など、女性の結婚が父やその主人により決定された例は多い。父親が承認しないと、男女の仲がさかれるだけでなく、所生子すら殺される頼朝・祐親娘の例の存在をもってしても、田端氏は「親の介入や家長権の発動は……ほとんど問題にならなかった」と主張し、山本氏はそれを支持するのであろうか。

⑲ この期に女性からの求愛・求婚が、単にみられなくなるだけでなく、社会的非難の対象となった点は、拙著下巻一〇四頁参照。

⑳ 山本氏によるこれらの例を検討すると、二八は「むかし、色好みなりける女、出でていければ」と記されるだけで、離婚例と確認できず、六〇、六一はともに男性の心変りが先行している場合である。そして私はすでに拙著で「一見女性からの離婚と見える例もその前提に男性の心変りが先行している」と指摘しているのである（下巻一〇八頁）。ここに氏の拙著の読みのルーズさが看取される。なお「伊勢」六二について付言すれば、ここでは男の訪れの絶えた女性は、「はかなき人の事につきて人の国なりける人につかはれ」、やがて元の男に夜とぎに出されている。従って六一話を全体としてみた時、そこから「離婚時における男女の立場は対等」（一三五頁下段。なお括弧内引用文は田端泰子氏の文を山本氏が管見批判のため引用したもの）など

といえないのは明らかだろう。

②1 なお対偶婚下での離婚史料は残りにくいだが、それは結婚と離婚の境が不明瞭で、その区別がつけ難いという対偶婚の特徴に規定されている点を付言しておく。

②2 動物婚姻譚が、それを生み出した社会の結婚のあり方を忠実に反映する点は、拙著上巻三八八頁注(3)、同下巻四〇〇頁注(35)参照。  
②3 この愛婚は直接的には、死んでも来世で再び結婚する一般例について使われているのだが、しかしこの言葉が蛇と女性の関係を下敷きにして使われている点は、当話のこの前後の叙述から明らかである。

②4 だからこそ私は対偶婚下での、日本的姦概念中に、女性の合意を前提とした性結合の慣行への違反としての姦が含まれる点を考察したのである。この点は拙著上巻(1)第二編第二章第二節参照。従って氏が『靈異記』中一四一を初めとする強姦例の検出に努力している(一三六頁下段)のは、右引の姦に関する考察を全く理解していないことを示すのである。

②5 山本氏一三七頁上段引用の塚本学氏の発言も、この事象に通じるものである。

②6 たとえば家父長制が最も発達した近世を例にとると、脇田修氏による「家父長制は」武士身分にもっともはつきりと現われ、徐々に他身分にも及んでいった(同氏「幕藩体制と女性」、『日本女性史』3、東京大学出版会、一九八二年、二頁)との指摘や、同書「編集後記」での林玲子氏による、同一身分内での異なる階層間においてすら家父長制の「大きな懸隔」がみられた(三三七頁)との指摘がある。なお前述の北条政子が頼朝のもとに走った例も、北条氏の階層性と関連する点は前述。

②7 例えば『万葉集』四一〇六一四一一〇番歌とその題詞では、作者大

伴家持による七出以下の儒教イデオロギーの強調がみられる一方、家持部下の史生尾張少昨と遊行女婦との関係が、戸婚律により京の妻との両妻として扱えられている。ここには当時の遊行女婦の社会的地位が反映されているとともに、少昨が左夫流と結婚するや京の妻は「先妻」とされる、当時の対偶婚の状況もまた反映されている。ここでは、日本では実態化していない中国の儒教的家族規範に親近感をもち、それを強調する家持が、自分の思想傾向とは異なる、自分の属する社会のあり方を無意識裡に書留めており、ここに文学作品を含むいかなる史料であれ、必然的にその社会の状況を映し出さざるをえないという、存在による意識の規定性がみられるのである。

## おわりに

以上から山本氏の「書評」は、(1)基本的観点をおさえず、枝葉の部分のみを批判(しかもそれは成立しない)し、それが管見の全てであるかのような批判、(2)一例でも例外があるとそれで管見が未成立とする、質と量の転換の関係の認識を欠く批判、(3)管見を誤読した上での批判、(4)管見批判に使用する他の論文の、氏に都合のよい誤読ないし利用、などの特徴をもつと考える。かかる氏の態度は、拙著を全体として客観的に評価する姿勢を欠くものであり、氏の書評が書評として成り立つためには、拙著が従来の研究に何を付加し、またいかなる課題を残したのかを最低限明らかにする必要があったと考える。書評の名に値する書評において

は、拙著での、モルガン・エンゲルス説の再検討に基づく、対偶婚概念の定立をめぐる作業<sup>①</sup>。単婚段階の中国社会で成立した姦概念を、対偶婚段階の日本がいかに内容を変えて受容したか（しかもそこに単婚段階の中国と対偶婚段階の日本の相違がいかに明瞭に刻印されているか）という問題、買売春の不在↓その成立の実証のための『和名類聚抄』の史料解読の正否、結婚・性関係の決定法、姦通、婦女暴行、性愛など従来本格的に研究されなかった諸事象を考察したことの研究史上の意義の有無などが、当然取り上げられるべきだと考えるが、残念ながら山本氏の書評にはこれらへの言及は一切みられないのである。

なお本書は、右述から明らかのように、その考察は日本史だけでなく、中国史、国文学、国語学などに涉っており、これらの分野の研究者からの真摯な批判をいただければと希望する——特に姦の考察についての中国史研究者からの批判を切望する——。ま

た本書ではその学問的枠組までを踏えて考える時間的余裕がなかったため、その成果を取り入れられなかった文化人類学からの御教示をえられたら幸いである。<sup>②</sup>

① たとえば先述のように、この作業の結果、エンゲルス『起源』初版序文を周る世界的な長期の論争史に決着がつく事実（拙著上巻七〇—七一頁）一つ取っても、本書での対偶婚概念の検討は意義があると考える。

② 山本氏の書評への反論の最後にフランスの哲学者ジャン・フランソワ・リオタール氏が、「資本主義のさらに先をいく」現代社会の特徴の一つとして善悪の基準の喪失をあげている点（一九九五年九月一二日朝日新聞夕刊「世界の混迷を越えて」4）を指摘しておく。かかる傾向は歴史学の研究に関しても多かれ少なかれ当てはまると考えるが、氏の書評がこの現代社会の特徴の延長上にないのであれば幸いである。

〔付記〕 本書は東京大学大学院人文科学研究科に学位論文として提出し、審査員全員の承認のもとに学位を取得したものである。

（在野研究者、  
）